

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年9月13日(火) 9:30～10:30
- 2 場所 滋賀県庁新館7階大会議室(WE B会議形式)
- 3 議題 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員、野呂委員、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

(事業者)

資料2、3、4、5について説明。

【補足事項】

・資料2(8)地形・地質・地盤に対する補足:配慮書段階の審査会における質疑において、活断層の位置を把握することが重要であると認識をしたため、配慮書の手続き終了後に断層調査を実施した。その調査結果より、浸出液処理設備等の建設位置については、現状ではB案が優位と考えている。

(会長)

それでは初めに資料2、3の事業者の見解に対して、委員の皆様からの意見をお願いします。

・委員からの追加意見はなし。

(会長)

それでは資料4、5の見解も含めて、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

資料4-2(大津市長意見に対する事業者の見解)番号9の文化財・伝承文化の内容について確認である。指定文化財に関しては意見の中に「京都府、京都市、滋賀県および大津市」と明記がされているが、文化財及び伝承文化には確認先の記載がなく、「適切に把握する」という旨だけが記載されている。それに対して見解を記載しているため、指定文化財は「行政関係部署に確認し、適切に把握できるよう」と記載されているが、文化財および伝承文化に関しては「地元関係者等にヒアリングを行い」と記載されている。「等」という表現がされているが、文化財および伝承文化財に関しては、文化財行政を担う機関は含まれていないのか。

(事業者)

伝承文化に関しても関係する行政機関に対してヒアリングを実施する予定である。

(委員)

質問した意図は、地元の方も伝承文化に関して形骸化されているところがあり、逆に文化財行政の方のほうが調査をきっちりされていて、記録を残されていることが多い。まずは文化財行政にも確認したうえで、地元関係者にも確認いただくのがよいと思う。文化財行政にも確認するのであれば、見解にその文言を追加したほうが、確実に調査をしていくということが伝わると思うがいかがか。

(事業者)

準備書に見解を記載する際にはご指摘を踏まえ修正する。

(会長)

他にないようなので、資料6について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料6の審査会意見(案)について説明。

(会長)

それでは審査会意見(案)に対する意見をお願いします。

(委員)

全般的事項の2項目目について意見である。委員として意見や懸念は述べるが、「こうした方がよい」などのレコメンデーションと読み取れるような指摘は、委員の述べるべき範囲を超えているのではないか。

意見(案)で「優位であるとは考えられない」というのは表現が強すぎるため、「優位であるとも限らない」という表現でいかがか。

(事務局)

ご指摘の部分は意見(案)を作成する中でも表現を懸念していたところなので、いただいたご意見を基に修文させていただきます。

(会長)

審査会意見(案)ではなく事業名に関する意見である。審査会意見(案)にも記載があ

るが、事業内容を丁寧に周知することが求められている。その点も踏まえての指摘であるが、現状の事業名は一般的であり事業の特定ができないため、事業者名や地名を事業名に加えることはできないか。

(事業者)

事業名を変えることは差し支えないため、事業者名や地名を入れることを今後の手続きに際しては検討する。

(事務局)

条例上のルールを確認したうえで、事業者と調整をさせていただきます。

(会長)

事務局と調整して検討いただきたい。

(会長)

それでは他にないようである。審査会意見については私と事務局で調整をすることによるしいか。

よろしいようなので、進行を事務局にお返りする。

(事務局)

熱心なご審議をいただきありがとうございます。審査会意見につきまして、本日ご欠席の委員にも意見をお伺いした上で市川会長と調整をさせていただき、取りまとめさせていただきます。

以上